

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	母子健康診査事業					②事業番号	4209
③事業類型	1. 法上(必須)事業			④開始年度	平成 5 年度	⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	○ 要綱	○ 計画等	○ その他	法令等の名称: 母子保健法・泉南市立保健センター条例
⑦実施手法	直営	全部委託	○ 一部委託	○ 補助・負担	○ その他		
⑧関連予算科目コード	款	4	項	1	目	3	細目 3
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	保健推進課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

[1]事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 乳幼児と保護者	① 乳幼児健康診査対象者	人
② 妊婦と家族	② 妊娠届出数	人
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
乳幼児・妊婦に健康診査及び保護者等に保健相談を実施する。保健センターで実施する「集団健診」と指定医療機関で実施する「個別健診」の方法がある。 ・産婦健康診査 ・新生児聴覚検査 ・乳児一般健康診査 ・乳児後期健康診査 ・4か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳3か月相談 ・2歳6か月児歯科健康診査 ・3歳6か月児健康診査 ・乳幼児経過観察健康診査 ・発達相談 ・妊婦健康診査(妊婦健康診査受診券の発行) ・母子健康手帳の配布	① 乳幼児健康診査受診者数	人
	② 母子健康手帳交付数	人
	③ 妊婦健康診査受診数	人
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
健康診査等により、母子の健康管理を支援する。 ・保護者が、子どものからだところの成長を確認できる。 ・子どもの病気や障害を早期発見する。 ・育児不安や育児負担を早期に発見し切れ目なく育児支援をすることで、乳幼児の健全な発育を促進する。 ・健診時に日頃から気がかりに思っている子育ての疑問や不安を相談する。 ・妊婦の経済的負担の軽減、健康管理の充実を図る。	① 乳幼児健康診査受診率	%
	② 計算式 健診受診者数/対象者数	
	③ 計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
・母子の健康管理を支援するために、母子保健事業の充実を図る。 ・子どもの健康状態や保護者の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげることで、保護者が安心して子育てができる。虐待予防につながる。 ・妊娠中から母子の健康管理に努め、安心・安全な出産につなげる。 ・乳幼児検診の受診率を高め、不安のない子育てを支援する。	政策(章)	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	1 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします
	施策中	1 子どもと親の健康づくりの推進
	施策小	1 母子保健事業の充実

[2]各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	
対象指標①	乳幼児健康診査対象者	人	2,961	2,897	2,741	2,741	2,741	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②	妊娠届出数	人	496	450	463	463	463	
活動指標①	乳幼児健康診査受診者数	人	2,657	2,629	2,507	2,507	2,507	
活動指標②	母子健康手帳交付数	人	496	452	467	467	467	—
活動指標③	妊婦健康診査受診数	人	5,746	5,621	5,752	5,752	5,752	
成果指標①	乳幼児健康診査受診率	%	90	90	91	91	91	
成果指標②								事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	2.68	2.31	2.13	2.13		
	任期付職員	人	0.35	0.35	0.35	0.35		
	臨時職員	人	0.65	0.65	0.65	0.65		
	事業費	千円	23,746	20,725	19,498	19,498		
財源内訳	人件費(投入人員*単価)	千円	59,905	56,318	63,434	62,547		—
	直接事業費	千円	83,651	77,043	82,932	82,045		
	総事業費	千円						
	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	318	431	450	450		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	83,333	76,612	82,482	81,595		

[3]事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	昭和40年の母子保健法制定時の母子保健事業の実施主体は都道府県であったが、地方分権の流れの中、平成9年の母子保健法の一部改正により、身近な住民サービスの実施主体が市町村とされた。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	母子を取り巻く健康課題は多岐にわたり、母子の心身の状況把握と健全育成にとどまらず、児童虐待や発達障害、食育や子どもの生活習慣の確立など幅広い事業展開が必要になっている。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	母子の健康管理を支援することは、母子保健事業の充実につながる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	母子の健康の保持・増進に努めることが市の責務であり、母子保健法等に定められている。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	対象は母子保健法に定められており、健診料の委託料単価は、大阪府下統一単価である。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	疾病の早期発見・早期治療が遅れ、適切な治療が受けられない。母親の育児不安など相談できる機会が減り、孤立した親子が増えるなどの影響が考えられる。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	健康診査の受診率は高水準で維持できており、母子の健やかな成長の確認ができています。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	健康診査の未受診家庭には保健師による家庭訪問等を実施するなど、全数把握に努めている。 産後の心身が不安定な時期に健診の機会を設け、健康の保持増進を一層支援する。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できますか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	健康診査委託料は、大阪府下統一単価であり、削減はむずかしい。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	市は全ての乳幼児に健康診査を受診してもらうことを目的とするため、受益者負担の考えにはなじまない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	母子健康診査事業は乳幼児の健康の保持増進に必要不可欠である。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止	(年まで) (年から) (年から)
	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)	
①改革、改善の具体案、実施年度など		—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—